

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令新旧対照表

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(指定薬物) 第一条 (略) 一～二十 (略) 二十一 N―(一―アミノ―一―オキソ―三―フェニルプロパン―ニ―イル)―一―(シクロヘキシルメチル)―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類 二十二～五十五 (略) 五十六 エチル ニ―「一―(四―フルオロベンジル)―一H―インダゾール―三―カルボキサミド」―三―メチルブタノアールト及びその塩類 五十七～二百三十二 (略) 二百三十三 三―メトキシ―ニ―(メチルアミノ)―一―(四―メチルフェニル)プロパン―一―オン及びその塩類 二百三十四～二百四十八 (略)</p>	<p>(指定薬物) 第一条 (略) 一～二十 (略) (新設) 二十一～五十四 (略) (新設) 五十五～二百三十 (略) (新設) 二百三十一～二百四十五 (略)</p>